

新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策 ～熊谷市中小企業一般事業資金融資～

利子補助制度

令和2年4月1日から令和2年9月30日までの申込に係る融資について、貸付日から3年以内の間、支払利子額の50%以内を補助します。その後の2年間は、支払利子額の25%以内を補助します。
※年利1.7%（令和2年4月1日現在）

信用保証料補助制度

期限内に完済後補助します。
但し、貸付元金（融資済額を含む）2,000万円を限度とします。

※利子補助及び信用保証料補助は、市外転出の場合、市税滞納がある場合、補助を打ち切る場合があります。

※市、金融機関、及び埼玉県信用保証協会の審査の結果によっては融資が実行されない場合があります。

融資限度

5,000万円

融資期間・償還方法

運転資金 10年以内、設備資金 10年以内 均等月賦償還（6ヶ月据置可）

取扱金融機関

市内金融機関 26店舗、市外金融機関 1店舗

融資対象

「中小企業者」、「中小企業等協同組合」又は「医業を主たる事業とする法人であって常時使用する従業員の数が300人以下のもの」であって次の要件を備えている必要があります。

- ・個人にあっては住所及び事業所を、法人にあっては事業所を、それぞれ市内に1年以上引き続き有し、かつ同一事業を営んでいること
- ・市税を完納していること
- ・信用保証を利用できる業種を営んでいること

保証人・担保

個人：原則、必要なし。ただし、市長が必要があると認めるときは、市長が認める者
法人：原則、代表者。ただし、市長が必要があると認めるときは、当該代表者のほか、市長が認める者
担保：必要に応じて徴する。

信用保証

埼玉県信用保証協会の保証を付するものとします。
保証料率 0.45～1.59%（協会指定）

申込み方法

取扱金融機関と事前協議の上、市ホームページから様式をダウンロードの上お申込みください。

～熊谷市中小企業緊急経営安定資金融資～

利子補助制度

令和2年4月1日から令和2年9月30日までの申込に係る融資について、支払利子の全額を補助します。

※年利（信用保証無し）：1.75%（令和2年4月1日現在）

（信用保証有り）：1.25%（令和2年4月1日現在）

※利子補助は、市外転出の場合、市税滞納がある場合、補助を打ち切る場合があります。
※金融機関及び埼玉県信用保証協会の審査の結果によっては融資が実行されない場合があります。

融資限度

300万円

融資期間・償還方法

運転資金 1年以内 月賦償還

取扱金融機関

市内金融機関 26店舗、市外金融機関 1店舗

融資対象

中小企業者であって次の要件を備えている必要があります。

- ・個人にあっては住所及び事業所を、法人にあっては事業所を、それぞれ市内に1年以上引き続き有し、かつ同一事業を営んでいること
- ・市税を完納していること
- ・この緊急経営安定資金の融資を受けていないこと

保証人・担保

申込者と金融機関の協議による

信用保証有の場合

個人：不要、法人：代表者ただし、市長が必要があると認めるときは、市長が認める者

信用保証

申込者と金融機関の協議による

申込方法

取扱金融機関所定の申込書に必要な事項を記載し、
納税証明書及び営業証明書を添えて、当該金融機関にお申込みください。

お問合せ：熊谷市 産業振興部

商工業振興課 企業支援労政係

電話：048-524-1111

（内線 467・477）